



島根県報

平成18年 5 月 9 日 (火)
第 1,775 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(“)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	2
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に係る公聴会の開催	(森 林 整 備 課)	3
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	(“)	3

公 告

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	(森 林 整 備 課)	3
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(“)	4

教委告示

島根県指定有形文化財の指定	(文 化 財 課)	6
島根県指定天然記念物の指定の解除	(“)	7

正 誤

平成18年 3 月31日付け島根県報号外第28号中	(人 事 委 員 会)	7
---------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 5 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	通所介護	学園デイサービス	松江市学園二丁目7番16号	平成18年 3月13日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	訪問介護	学園ヘルパーステーション	松江市学園二丁目7番16号	平成18年 3月13日
松江保健生活協同組合	松江市西津田八丁目8番10号	居宅介護支援事業	学園在宅支援センター	松江市学園二丁目7番16号	平成18年 3月13日

社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	居宅介護支援事業	隠岐の島町武良居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4中老人福祉センター	平成18年4月1日
有限会社 司	松江市天神町149-6	通所介護	デイサービス向日葵の家	簸川郡斐川町莊原町3169-20	平成18年3月22日
松江市	松江市末次町86番地	訪問看護	松江市国民健康保険来待診療所	松江市宍道町上来待213番地1	平成18年4月17日
松江市	松江市末次町86番地	居宅療養管理指導	松江市国民健康保険来待診療所	松江市宍道町上来待213番地1	平成18年4月17日
特定非営利活動法人 あだんちゃ	松江市内中原町320-17 内中原ホーム	通所介護	デイサービス内中原	松江市内中原町320-17 内中原ホーム	平成18年3月28日
株式会社 すみれ	松江市中原町313-1	福祉用具貸与事業	在宅介護支援サービス すみれ	松江市中原町313-1	平成18年4月1日

島根県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年5月9日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	訪問介護	隠岐の島町布施訪問介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成18年3月31日

島根県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年5月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
千酌地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
松江市役所

島根県告示第563号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成18年 5 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月 29 日	18時30分～	浜田市弥栄町長安本郷544-1 弥栄会館	弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の指定 について

島根県告示第564号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）第21条の規定により告示する。

平成18年 5 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

月 日	時 間	場 所	案 件
6 月 1 日	18時～	邑智郡邑南町井原2140-1 井原公民館	断魚溪特別保護地区の指定について
6 月 8 日	18時～	邑智郡邑南町日和2525-10 日和公民館	千丈溪特別保護地区の指定について
6 月 23 日	19時～	益田市匹見町匹見イ1265 匹見タウンホール	匹見峡特別保護地区の指定について

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成18年 5 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
断魚溪特別保護地区	邑智郡邑南町の一部	平成18年11月1日から 平成28年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県西部農林振興センター県央事務所 所に備え置いて縦覧に供する。

千丈溪特別保護地区	江津市及び邑智郡邑南町の各一部	平成18年11月 1 日から平成28年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県西部農林振興センター及び西部農林振興センター県央事務所に備え置いて縦覧に供する。
匹見峡特別保護地区	益田市の一部	平成18年11月 1 日から平成28年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県西部農林振興センター益田事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成18年 5 月 9 日から平成18年 5 月22日まで

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定に基づき、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成18年 5 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所 在 地 及 び 会 場 名	対 象 区 域
6 月 7 日 (水)	午前 9 時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市 (旧出雲市に限る。)
6 月 8 日 (木)	午前 9 時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市 (旧平田市、旧大社町、旧湖陵町、旧佐田町及び旧多伎町に限る。)、斐川町

6月16日(金)	午後1時30分	益田市匹見町匹見イ1265 匹見町タウンホール	益田市匹見町
6月19日(月)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市(美都町及び匹見町を除く。)
6月19日(月)	午後2時	益田市美都町都茂1692 ふれあいホールみと	益田市美都町
6月20日(火)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町
6月21日(水)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市(美都町及び匹見町を除く。)
6月21日(水)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町及び吉田町に限る。)
6月22日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市掛合町、飯南町
6月26日(月)	午前9時	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町(旧日原町に限る。)
6月26日(月)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町、弥栄町、金城町及び三隅町を除く。)
6月26日(月)	午後2時	鹿足郡津和野町後田口66-2 津和野町コミュニティーセンター	津和野町(旧津和野町に限る。)
6月27日(火)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
6月28日(水)	午前9時	鹿足郡吉賀町柿木村柿木79 柿木基幹集落センター	吉賀町柿木村
6月28日(水)	午後2時	鹿足郡吉賀町六日市750 六日市基幹集落センター	吉賀町(柿木村を除く。)
7月3日(月)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町、弥栄町に限る。)
7月4日(火)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(旧松江市に限る。)
7月6日(木)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(旧松江市を除く。)、東出雲町
7月7日(金)	午後1時	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町及び三隅町に限る。)
7月11日(火)	午後2時	安来市安来町879 安来商工会議所	安来市(伯太町及び広瀬町を除く。)
7月13日(木)	午後2時	安来市安来町879 安来商工会議所	安来市(伯太町及び広瀬町に限る。)
7月19日(水)	午前9時	隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二、2番地 隠岐島文化会館	隠岐郡
7月25日(火)	午前9時	大田市長久町長久87-1 大田集合庁舎	大田市(大田町、河合町、三瓶町、富山町及び山口町に限る。)

7月26日(水)	午前9時	大田市長久町長久87-1 大田集合庁舎	大田市(大田町、川合町、三瓶町、富山町及び山口町を除く。)
7月27日(木)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	川本町、邑南町(旧石見町に限る。)
7月28日(金)	午前9時	邑智郡川本町川本279 川本合同庁舎	美郷町、邑南町(旧羽須美村及び旧瑞穂町に限る。)
9月5日(火)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

備考 旧市町村の区域は、邑南町のうち旧石見町の区域、旧羽須美村の区域及び旧瑞穂町の区域は平成16年9月30日現在、出雲市のうち旧出雲市の区域は平成17年3月21日現在、松江市のうち旧松江市の区域は平成17年3月30日現在並びに津和野町のうち旧津和野町の区域及び旧日原町の区域は平成17年9月24日現在のものである。

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第2項第1号に該当する者(鉄砲の所持許可を現に受けていない者)にあつては、医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び各事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年5月9日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
考古資料	古浦砂丘遺跡出土品	一括	松江市末次町86番地	松江市

島根県教育委員会告示第 4 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第32条第 1 項の規定に基づき、次の天然記念物の一部を解除したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 5 月 9 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	解除員数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	諏訪神社参道杉並木	3 株	邑智郡邑南町矢上	諏訪神社

正 誤

平成18年 3 月31日付け島根県報号外第28号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正																																								
50	下から 4	<p>別表第 9 中</p> <table border="1"> <tr><td>2 級 9 号給</td></tr> <tr><td>2 級 5 号給</td></tr> <tr><td>2 級 2 号給</td></tr> <tr><td>1 級 4 号給</td></tr> <tr><td>1 級 7 号給</td></tr> <tr><td>1 級 4 号給</td></tr> <tr><td>1 級 2 号給</td></tr> </table> <p>を</p> <table border="1"> <tr><td>2 級29号給</td></tr> <tr><td>2 級13号給</td></tr> <tr><td>2 級 1 号給</td></tr> <tr><td>1 級11号給</td></tr> <tr><td>1 級21号給</td></tr> <tr><td>1 級11号給</td></tr> <tr><td>1 級 1 号給</td></tr> </table> <p>に改める。</p>	2 級 9 号給	2 級 5 号給	2 級 2 号給	1 級 4 号給	1 級 7 号給	1 級 4 号給	1 級 2 号給	2 級29号給	2 級13号給	2 級 1 号給	1 級11号給	1 級21号給	1 級11号給	1 級 1 号給	<p>別表第 9 の備考以外の部分を次のように改める。</p> <p>別表第 9（第 9 条関係） 高等学校等教育職給料表初任給基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>学歴免許</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教諭、講師（人事委員会が定めるものに限る。）及び養護教諭</td> <td>博士課程修了</td> <td>2 級29号給</td> </tr> <tr> <td>修士課程修了 専門職学位課程修了</td> <td>2 級13号給</td> </tr> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級11号給</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実習助手（人事委員会が定めるものに限る。）及び寄宿舎指導員（人事委員会が定めるものに限る。）</td> <td>大学卒</td> <td>1 級21号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級11号給</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</td> <td>大学卒</td> <td>1 級21号給</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>1 級 9 号給</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1 級 1 号給</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	学歴免許	初任給	教諭、講師（人事委員会が定めるものに限る。）及び養護教諭	博士課程修了	2 級29号給	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級13号給	大学卒	2 級 1 号給	短大卒	1 級11号給	実習助手（人事委員会が定めるものに限る。）及び寄宿舎指導員（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒	1 級21号給	短大卒	1 級11号給	高校卒	1 級 1 号給	助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	1 級21号給	短大卒	1 級 9 号給	高校卒	1 級 1 号給
2 級 9 号給																																											
2 級 5 号給																																											
2 級 2 号給																																											
1 級 4 号給																																											
1 級 7 号給																																											
1 級 4 号給																																											
1 級 2 号給																																											
2 級29号給																																											
2 級13号給																																											
2 級 1 号給																																											
1 級11号給																																											
1 級21号給																																											
1 級11号給																																											
1 級 1 号給																																											
職 種	学歴免許	初任給																																									
教諭、講師（人事委員会が定めるものに限る。）及び養護教諭	博士課程修了	2 級29号給																																									
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級13号給																																									
	大学卒	2 級 1 号給																																									
	短大卒	1 級11号給																																									
実習助手（人事委員会が定めるものに限る。）及び寄宿舎指導員（人事委員会が定めるものに限る。）	大学卒	1 級21号給																																									
	短大卒	1 級11号給																																									
	高校卒	1 級 1 号給																																									
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	大学卒	1 級21号給																																									
	短大卒	1 級 9 号給																																									
	高校卒	1 級 1 号給																																									

